

静岡県地域防災計画修正案の概要

(静岡県防災局防災政策室)

1 県地域防災計画の修正について

静岡県では例年 1 回程度、県防災会議を開催し、県地域防災計画を修正している。平成 15 年度は、平成 15 年 7 月と平成 16 年 2 月の二度開催し、2 回目の防災会議では、本年 1 月に東海地震に係る新しい情報発表体系が施行されたことに伴い、各機関が東海地震注意情報発表時に実施する防災対策等を盛り込んだところである。

2 修正の概要

今回の地域防災計画の修正内容は、以下のとおりである。

東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成に伴う修正 **別添資料 1**

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、東南海・南海地震防災対策推進基本計画が本年 3 月に作成されたことに伴い、所要の修正を行う。

災害時要援護者支援に係る修正

災害時要援護者への支援についてとりまとめた「災害弱者支援ガイドライン」を踏まえ、災害時要援護者への迅速で的確な支援を実施するための体制整備についての記述を追加する。

東海地震に係る新情報体系に関する修正

本年 2 月の防災会議では、東海地震注意情報が発表された場合の対応等を定めるため、緊急に修正する必要がある「地震対策編第 4 編（地震防災応急対策）」に限定して修正した。今回、これ以外の編についても、必要な修正を行う。

その他 **別添資料 2**

語句の言い換え

組織変更等に伴う名称の修正

その他所要の修正

3 修正手続きの流れ

日 程	内 容
平成 16 年 ~ 6 月中旬	関係機関への意見照会・回答の集約、消防庁への事前協議
6 月 23 日	地震対策推進幹事会開催（庁内）
7 月 1 日	静岡県防災会議開催 計画修正の承認
防災会議終了後	内閣総理大臣への修正協議

東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成に伴う県地域防災計画修正

(静岡県防災局防災政策室)

国の中央防災会議は、平成16年3月、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」(基本計画)を作成した。

指定行政機関、地方公共団体等は、基本計画を基本とした「東南海・南海地震防災対策推進計画」(推進計画)を作成することとされているため、県地域防災計画を修正する。

1 現在までの経緯

- 平成14年 7月26日 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(東南海・南海法)制定
- 平成15年 7月25日 東南海・南海法施行
- 12月16日 中央防災会議で「東南海・南海地震対策大綱」を決定
- 12月17日 東南海・南海法第3条の規定に基づき「東南海・南海地震防災対策推進地域」(推進地域)を指定(1都2府18県652市町村。県内では36市町村が該当)
- 平成16年 3月31日 中央防災会議で会長専決により基本計画を決定

基本計画

東南海・南海法第5条の規定に基づき中央防災会議が作成するもので、次の事項について定めたものである。

国の東南海・南海地震の防災対策の推進に関する基本方針

東南海・南海地震防災対策推進計画の基本事項

東南海・南海地震防災対策計画(特定民間事業所が定める)の基本事項

推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項

推進計画

東南海・南海法第6条の規定に基づき指定行政機関、地方公共団体等が作成するもので、都府県の場合、地域防災計画において次の事項を定めることとされている。

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

津波からの防護及び円滑な避難

防災訓練

地震防災上必要な教育及び広報

2 地域防災計画への記述の方法

現行の地域防災計画(地震対策編)の中に、必要に応じて項目・記述を追加する形とする。

推進計画(東南海・南海法第6条)

東南海・南海地震に伴う本県の震度や津波の高さは、本県の第3次被害想定における東海地震の想定を下回っている。したがって、東南海・南海地震の発生に伴う被害は東海地震の被害を下回るものと推定され、引き続き東海地震対策を推進することで東南海・南海地震にも対応可能と判断している。

東南海・南海地震は、現時点では事前の予知は困難とされる。



地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備方針を記述した第3編、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時等の地震防災応急対策を記述した第4編は、修正しない。

第2編(平常時対策)、第5編(災害応急対策)に関わる修正が主となる。既存の計画の中に必要に応じて項目・記述を追加する。

現行の計画に既に規定されている事項も多いため、重複する内容は最小限に留め、津波対策に関する記述を中心とする。

東南海・南海地震防災対策計画(特定民間事業所が定める。以下「対策計画」。)について、地域防災計画の中に位置付ける必要から、新たに章を設けて記述する(第5編第15章)。

3 主な内容

(1) 県地域防災計画への推進計画の位置付け

【主旨】本地域防災計画が、東南海・南海法の規定に基づく推進計画を含むものであることを明記し、同地震の危険度の推定を記述する。

【規定箇所】 第1編(総論)/第1章(計画の主旨)
同/第2章(予想される災害)

(2) 防災関係機関が実施する業務の大綱

【主旨】防災関係機関が防災に関して実施する事務、業務の大綱を示す。

【規定箇所】

第1編(総論)/第3章(防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱)

県、市町村：対策計画の作成指導、届出受理

対策計画作成義務者：従業員、利用者等への津波避難方法等の周知、津波警報等の情報の収集・伝達、円滑な避難のための安全措置

(3) 津波からの円滑な避難確保のための措置

【主旨】津波被害を受けるおそれがある地域において、住民が円滑な避難活動を行うため、平常時及び発災時に実施する対策について記述する。

【規定箇所】

第2編（平常時対策）／第2章（自主防災活動）

県民：平常時から避難方法、家族との連絡方法を確認

同／第4章（地震災害予防対策の推進）

水門等管理者：水門等の操作体制、手順を定め、関係者に周知

第5編（災害応急対策）／第7章（避難活動）

情報・広報活動

沿岸地域の市町村が実施する自衛措置（海面の監視・情報収集、市町村長は必要に応じ避難の勧告・指示）

沿岸の住民等が実施する自衛措置（状況に応じ、避難の勧告・指示を待たずに直ちに安全な場所への避難）

同／第13章（県有施設及び設備等の対策）

津波の危険のある地域では、必要に応じ水門等の閉鎖操作

(4) 対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

【主旨】対策計画を作成すべき施設・事業所が実施する、津波からの円滑な避難確保のための対策を記述する。

【規定箇所】

第5編（災害応急対策）／第15章（地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策）

民間事業所が対策計画に定めるべき基本的事項を示す。

共通事項：災害応急対策を実施する組織の確立、津波からの円滑な避難誘導方法等
各施設ごとの個別事項：施設・事業の特殊性、規模等を考慮した必要な措置

・病院、診療所、百貨店、スーパー等：

患者、利用者等への情報伝達手段確保、適切な避難誘導等

・石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の危険物製造、貯蔵、処理施設：

火災、流出等の発生防止に必要な点検・巡視の実施、充填・移し替え作業の停止、施設の損壊防止に必要な応急的保安措置の実施

・鉄道事業：顧客への情報伝達手段確保、津波被害の回避措置

・学校・社会福祉施設：保護を要する生徒、災害時要援護者等の対応への配慮

・水道、電気、ガス：二次災害防止に係る措置

東海地震が予知されず突然発生した場合又は東南海・南海地震が発生した場合、いずれも同様に迅速な措置が必要となることから、この章は対策計画に限定せず「地震防災応急計画及び対策計画を作成する施設・事業所の災害応急対策」とする。

章	項目	修正要旨
全体		「災害弱者」から「災害時要援護者」への語句修正 「収容」を「受入れ」「避難」等の適切な語句へ修正
第1章 総論	第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1 指定地方行政機関 関東森林管理局の組織変更に伴う修正 2 指定公共機関 日本郵政公社 郵政公社化に伴う語句修正 日本銀行 銀行協会通達との表記の統一 3 指定地方公共機関 県医師会等の医療関係団体の表記に係る修正
	第6節 予想される災害と地域	事業の進展に伴う修正、適切な表現への修正、 災害危険箇所の数値修正、平成16年4月1日付けの 市町村合併に伴う修正
第2章 災害予防 計画	第1節 河川の災害予防計画	事業の進展に伴う修正
	第2節 海外保全災害防除計画	適切な表現への修正
	第5節 砂防、地すべり、急傾斜地 災害防除計画	災害対策事業の数値修正
	第6節 治山災害防除計画	災害危険地区の数値修正
	第9節 通信施設等整備改良計画	気象観測施設の数値修正
	第11節 火災予防計画	火災気象通報基準の改正に伴う修正
	第20節 災害時要援護者支援計画	「災害弱者支援ガイドライン」に基づき、災害時要 援護者の支援についての一般的事項を、新たに節を設 けて記述する。
第3章 災害応急 対策計画	第7節 避難救出計画	「災害弱者支援ガイドライン」に基づき、福祉避難 所に係る記述を追加
	第17節 輸送計画	組織変更に伴う名称修正
	第23節 水防計画	太田川水系太田川・原野谷川の洪水予報に係る修正 指定河川に対する水防警報に関する記述の追加 洪水予報の発令基準に関する記述の追加
	第25節 自衛隊派遣要請計画	従来記述を整理し、適切な表現に修正
	第28節 電力施設災害応急対策計 画	平成16年4月1日付けの市町村合併に伴う修正
	第29節 ガス災害応急対策計画	適切な内容への修正

静岡県地域防災計画(地震対策編)修正の概要

(東南海・南海地震防災対策推進計画に係る内容は別添資料 1 に記載)

編	項目	修正要旨
全体		「災害弱者」から「災害時要援護者」への語句修正 東海地震に係る新しい情報発表体系に関する語句修正 関東森林管理局の組織変更に伴う修正 「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」の決定に伴う修正(別添資料1) 「収容」を「受入れ」「避難」等の適切な語句へ修正
第1編 総論	第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	組織変更に伴う修正 県医師会等の医療関係団体の表記に係る修正
第2編	第1章 防災思想の普及	新規モデル校事業名への語句修正
平常時 対策	第4章 地震災害予防対策の推進	木造住宅の耐震化プロジェクトであった「TOUKAI-0」が、店舗・ビル等の建築物及びブロック塀を含めた総合支援事業として整理されたことに伴う修正 災害時要援護者の支援についての支援について追加(一般対策編を準用)
第4編	第1章 防災関係機関の活動	県医師会等の医療関係団体の表記に係る修正
地震防災 応急対策	第10章 地域への救援活動	県から関係機関に対する医療救護活動の準備要請に係る記述を追加
	第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海の業務として、警戒宣言発令時のiモード災害用伝言板サービスの提供に係る記述を追加 東海旅客鉄道株式会社の警戒宣言発令時の運転規制、旅客の避難・救護に係る修正
第5編 災害応急 対策	第1章 防災関係機関の活動	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海の業務として、発災時のiモード災害用伝言板サービスの提供に係る記述を追加
	第3章 広報活動	災害時要援護者への配慮に係る修正
	第6章 災害の拡大防止活動	「学校における災害応急対策」を削除(第11章と統合)
	第10章 地域への救援活動	「災害弱者支援ガイドライン」に基づき、災害時要援護者の応急仮設住宅への入居に当たっての配慮に係る記述を追加
	第11章 学校等における災害応急対策及び応急教育	従前、第6章に記載されていた「学校における災害応急対策」と併せ、整理して記述
	第12章 被災者の生活再建等への支援	「要援護者に対する援助」の章名を変更(災害時要援護者との混同を防止するため)
	第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海の業務として、発災時のiモード災害用伝言板サービスの提供に係る記述を追加
第6編 復旧・復興 対策	第8章 被災者の生活再建支援	被災者生活再建支援法の改正に伴う名称変更

静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正の概要

章	項 目	修 正 要 旨
第 2 章 総則	第 7 節 防災関係機関の事務または業務の大綱	<p>1 指定地方行政機関 食糧事務所が廃止され農政局の下に地方農政事務所として再編されたことに伴い、廃止された機関名を削除し、所掌事務を再編された機関に追加する。</p>